

# 建設業退職金共済制度に係る共済証紙又は退職金 ポイントの購入等の確認について

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

建設業退職金共済制度は、短期間に複数の事業主の間を移動しながら働く建設労働者のための退職金制度で、本組合でもこれら建設労働者の福祉を増進するため、この制度の促進を図っているところですが、今後一層この制度の履行を確保するため、坂戸、鶴ヶ島下水道組合工事請負契約に際し、次の要領で建設業退職金共済証紙又は退職金ポイントの購入等について確認することとします。

1件当たりの契約金額が500万円以上の請負契約を受注した建設業者（以下「受注者」という。）を対象とします。受注者は、その受注した工事ごとに証紙貼付方式又は電子申請方式のいずれかを選択することとし、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に全ての下請事業主に対して、当該受注者が選択した方式によって行うよう求めてください。

## 1 掛金納付方法の種類により下表に規定する様式を提出してください。

		証紙貼付方式	電子申請方式
根拠規定等		中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第44条第4項 同法施行規則第90条	中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年省令第23号）第86条の2
提出書類	契約時	「掛金収納書」を掛金収納書提出用台紙に貼付  ※「辞退届」は使用せず、その場合は「掛金収納書提出用台紙」と「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」提出すること。  ・掛金拠出者が金融機関窓口で共済証紙を購入 ・金融機関が掛金拠出者に対して掛金収納書（紙）を発行	建退共が発行する「掛金収納書」  ・掛金拠出者は、ペイジー又は口座振替で退職金ポイントを払込む。 ・掛金拠出者は、電子申請システムから掛金収納書をダウンロードする。
	提出期限	工事請負契約締結後1か月以内	工事請負契約締結後40日以内
	提出先	工事発注課	
	完成時	「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」 （電子申請の場合は、電子申請専用サイトからダウンロード可） 「被共済者就労状況報告書（※就労実績報告作成ツールで自動作成）」	
		「工事別共済証紙受払簿」	「掛金充当書」（※電子申請専用サイトから自動発行）
	提出期限	工事完成通知書と併せて提出	
	提出先	工事発注課	

※ 建退共制度の対象労働者がいない場合、「辞退届」等は使用せず、「掛金収納書提出用台紙」と「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」の2種を作成し、提出してください。

- ・「掛金収納書提出用台紙」の「4 その他」に購入しない具体的理由を記入してください。
- ・「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」は、元請・発注者とし、具体的資料を添付してください。

## 2 共済証紙又は退職金ポイントの適正購入

(1) 受注者は、自らが雇用する対象労働者数、下請業者が雇用する対象労働者数及びその就労予定日数を的確に予測し、必要な枚数の共済証紙又は退職金ポイントを購入すれば十分であることに留意するものとする。

(2) 共済証紙又は退職金ポイント購入額の的確な予測が困難な場合は、建設業退職金共済機構が定めた次頁の工事規模別・工種別の「掛金納付の考え方」を参考として活用すること。なお、「掛金納付の考え方」を活用する際には、受注者において、工事ごとの労働者の建設業退職金共済制度への加入率の把握に努めるものとする。

## 3 指導

「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」に則して、適切な事務処理の徹底に努めること。

共済証紙及び退職金ポイントの購入については、対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入することになっています。

上記の的確な把握が困難な場合は、下表を参考にしてください。なお、これによって算出された購入額は、総工事費に対する参考値であることに留意してください。

**【掛金納付の考え方】**

下記は、総工事費に占める共済証紙購入又は退職金ポイント購入の割合について、労働者の延べ就労予定日数の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に{対象工事における労働者の加入率(%) / 70%}を乗じた値を参考としてください。

工事種別 総工事費		土木					
		舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000千円	～ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000千円	～ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000千円	～ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000千円	～ 499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上		1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費		建築		設備	
		住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000千円	～ 9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000千円	～ 49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000千円	～ 99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000千円	～ 499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上		2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額(消費税等相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

お問い合わせ先  
 担当：財務課  
 電話：049-283-2271